

保護者 各位

埼玉平成高等学校
事務室

国の高等学校等就学支援金（7月～翌年6月分）の申請について

初夏の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、高等学校等就学支援金（7月～翌年6月分）の申請についてご案内いたします。申請はe-Shienというオンラインでの申請となります。昨年度（1年生は4月の申請で）認定されている方もe-Shienで**継続意向登録**が必要となります。（以下②継続申請の方参照）

【計算式】 市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額

（※保護者等の人数の合算） ※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する

上記による算出額 < 154,500円 → 支給額：年額300,000円（本校の授業料年額）
< 304,200円 → 支給額：年額118,800円

〈目安〉

年収約590万円未満の世帯	支給額：年額300,000円
年収約910万円未満の世帯	支給額：年額118,800円

※生徒が2年生で早生まれ（平成18年1月2日～4月1日生まれ）の場合、同学年と扶養控除の適用で差が出るため「課税標準額」に33万円減じた額で計算する（保護者等が2名いる場合、課税標準額が大きい方のみ）

昨年度（1年生は4月の申請で）所得制限など不認定もしくは申請していない方で本年度の申請を希望する方は下記の①**新規申請の方**の通りに申請を行っていただきます。本校ホームページ (<https://www.saitamaheisei.ed.jp/guide/fee>) に利用者マニュアルがございますので、よく読んで必要事項の入力を行ってください。（入力期間は**7/8～7/22**）

① **新規申請の方**（昨年度不認定もしくは申請してない方）

ログイン（新規申請編マニュアルP4参照）

学校ホームページ

e-Shien ページ

郵送で以前にお送りしているIDとパスワードで

システムにログインしてください。（紛失した場合は学校にお問い合わせください）

<https://www.e-shien.mext.go.jp>

1 **意向登録**（新規申請編マニュアルP5～P6参照）

（昨年の意向登録が引き継がれている場合は、認定申請に進んでください。）

昨年度（1年生は4月の申請で）に「意向なし」であった方が「意向あり」にする場合、学校で意向解除をしてからでないと登録できませんので、学校にご連絡ください。

2 **受給資格認定**（新規申請編マニュアルP7～P20参照）

画面の案内に沿って、認定申請画面に進み、申請を行ってください。

世帯の「収入状況提出方法」は以下の2つの方法があります。

- I. マイナンバーカードを使用し、マイナポータル連携をし申請者が保護者等の税情報を直接取得して申請画面に自動転記する。
この場合、毎年申請の度に自身で税情報の取得・提出が必要となります。
- II. 個人番号を直接入力する。
申請画面に個人番号を直接入力してください。
お手元に個人番号（マイナンバー）がわかる書類をご用意ください。
例）マイナンバーカード、通知カード、住民票（個人番号記載のもの）
この場合、県が入力されたマイナンバーを使用し所得確認をします。
保護者の課税地について今回入力するのは2022年1月1日時点で住民票があった市区町村です。

※個人番号は親権者（保護者）または生徒が成年の場合は生計維持者（父母等）のものを使用します。生徒本人のものを使用するのはどちらもいないなど限られた場合のみです。

② 継続申請の方（昨年度（1年生は4月の申請で）認定されている方）

ログイン（継続届出編マニュアル P4 参照）

1 継続意向登録（継続届出編マニュアル P5～P7 参照）

引き続き支給を受けたい場合は内容を確認のうえ登録してください

- A) 保護者等情報に変更がない方で、昨年度個人番号を紙で提出済みまたは1年生で4月に個人番号を直接入力された方は継続意向登録のみで**手続完了**です。ただし、昨年度個人番号による課税額照会が出来ず課税証明書などを提出された方は**3 保護者等情報変更届出**に進んでください。
- B) 1年生で4月にマイナポータルを利用した方で保護者等情報に変更のない方は、**2 収入状況届出**を変更のある方は**3 保護者等情報変更届出**を行ってください。

2 収入状況届出（継続届出編マニュアル P8～P16 参照）

1年生で4月にマイナポータルを利用して収入状況を届けた方は画面の案内に沿って、申請を行ってください。個人番号を直接入力に変更する場合、こちらは行わず**3 保護者等情報変更届出**で保護者の収入状況提出方法を変更してください。

3 保護者等情報変更届出（変更手続編マニュアル P5～P20 参照）

保護者等が離婚・再婚などで変動がある場合や課税地が変更した場合などは画面の案内に沿って、申請を行ってください。

2・3年生で昨年度課税証明書などを提出された方は「システム外で個人番号カードの写し等を提出する」を選択の上、申請してください。（特に変更がなくても申請が必要）

以上①②どちらの場合も**7月8日（金）～7月22日（金）**の期間で入力申請を完了するようにしてください。システムがメンテナンスなどで利用できないこともありますので早めをお願いします。期日に遅れた場合、減額または補助が受けられないことがありますのでご注意ください。

※就学支援金はマイナンバーに基づき、保護者等の地方税情報を確認したうえで、支援の対象となる生徒を決定します。住民税が未申告の場合は、地方税情報の確認ができないため、税の申告後に改めて課税証明書などを提出していただく場合があります。また、支給遅延の原因にもなりますので、税の申告が済んでいない場合は、必ず事前に申告手続きを行っていただくようお願いします。

お問い合わせ先：埼玉平成高校 本部校舎事務室 049-295-1212 担当：渡邊・猪鼻